

平成 21 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社きちり
(コード番号:3082 大証ヘラクレス)
本社所在地 大阪市中央区南本町二丁目 6 番 22 号
代 表 者 代表取締役社長 平 川 昌 紀
問 合 せ 先 取締役管理本部長 葛 原 昭
電 話 番 号 TEL(06)6244-5678(代表)
U R L <http://www.kichiri.com/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平 21 年 9 月 4 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更の承認を求める議案を、平成 21 年 9 月 25 日開催予定の当社第 11 期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

業務範囲拡大を図るため事業目的を追加するものであります。

(2) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が、平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株式が一斉に電子化されたことに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿につきましては、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法の施行を効力発生日として、定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(3) 自己株式の取得

会社法第 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、自己株式取得の規定を新設するものであります。

(4) 取締役及び監査役の責任免除

積極的な意思決定と業務執行を可能とするために取締役及び監査役の責任を合理的な範囲にとどめるため、取締役及び監査役の責任免除規定を新設するとともに、適任者を招聘、登用し、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

なお、変更案第 27 条(取締役の責任免除)の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(5) 監査役会及び会計監査人の設置

当社は、当社計算書類の適正性及び信頼性の確保並びに内部統制の一層の強化のため、また大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第9条の規定により、会計監査人の監査が必要となるため、監査役会及び会計監査人を設置する旨の規定を新設するものであります。

(6) 会計監査人の責任免除

会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1) 飲食店の経営	(1) (現行どおり)
<u>(2) フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集および加盟店の指導業務</u>	(削 除)
<u>(3) 食料品、飲料品、包装材料、厨房機器および店舗用什器備品の販売</u> (新 設)	(削 除)
(新 設)	<u>(2) 食料品、飲料品の加工、製造および販売</u>
(新 設)	<u>(3) 食料品、飲料品の輸出入</u>
(新 設)	<u>(4) 包装材料、厨房機器および店舗用什器備品の販売</u>
<u>(4) 店舗設計および室内装飾の企画、デザイン業務</u>	<u>(5) 洋品雑貨、日用雑貨品の輸出入および販売</u>
<u>(5) 経営に関するコンサルティング業務</u> (新 設)	<u>(6) 店舗設計および室内装飾の企画、デザイン業務</u>
	<u>(7) 経営に関するコンサルティング業務</u>
<u>(6) 系列飲食店の継続的運営権のライセンス販売</u>	<u>(8) フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集および加盟店の指導業務</u>
	<u>(9) 系列飲食店の継続的運営権のライセンス販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(7) 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第2章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿 <u>(実質株主名簿を含む。以下同じ)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p><u>(10) 不動産の売買、仲介、賃貸および管理業務</u></p> <p><u>(11) 各種イベント、各種セミナーの企画、制作および運営</u></p> <p><u>(12) インターネットを利用した情報処理サービス業務および情報提供サービス業務</u></p> <p><u>(13) 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p><u>第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 <u>株主(実質株主を含む。以下同じ)</u></p> <p>は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第26条(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>第28条～第30条(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 <u>株主名簿、新株予約権原簿に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に関する手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第26条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第31条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第32条 <u>当社は、監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	
(新 設)	<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成して、出席した監査役がこれに記名押印を行う。</u></p>
第31条	<p>第36条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>
(条文省略) (新 設)	<p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</u></p>
	<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
	<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(選 任)</u></p>
(新 設) (新 設)	<p><u>第39条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
	<p><u>(任 期)</u></p>
(新 設)	<p><u>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算 第32条～第34条 (条文省略) (新 設)</p>	<p><u>(報酬等)</u> 第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u> 第42条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第7章 計 算 第43条～第45条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本附則は、平成22年1月6日をもって、自動的に削除されるものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年9月25日(金曜日)
平成21年9月25日(金曜日)

以 上